

5. 火災予防

1 全国火災予防運動

(1) 春季及び秋季全国火災予防運動

火災予防思想を住民に普及させるため、最も重点的に行われているのが、春秋2回の火災予防運動である。

平成29年度は、秋季：平成29年11月9日～11月15日、春季：平成30年3月1日～3月7日において、平成29年度全国統一防火標語「火の用心 ことばを形に 習慣に」を合言葉として実施している。

なお、火災予防運動期間中に県下消防本部が実施している主な事例は次のとおりである。

- ア 防火ポスターを作製し、事業所、学校、町内会等に配布
- イ 消防車両、防災行政無線等による防火広報
- ウ 事業所等に対する予防査察・消防訓練指導
- エ 住宅用火災警報器の設置徹底に向けた戸別訪問
- オ 消防音楽隊によるコンサート

(2) 車両火災予防運動（平成30年3月1日～3月7日）

この運動は、車両交通の関係者及び利用者の火災予防思想の高揚を図り、もって車両等の火災を予防し、安全な輸送を確保することを目的として、消防庁と国土交通省の主唱により次の事項を重点事項として実施した。

- ア 駅舎及びトンネルの防火安全対策の徹底
 - (ア) 初期消火、通報及び避難訓練の実施
 - (イ) 消防用設備等の点検整備の励行及び取扱方法の習熟
 - (ウ) 地下駅舎及びトンネルにおける防災体制の整備・充実
- イ 危険物品の車両内への持込み禁止
- ウ 車両からのたばこの投げ捨て防止
- エ 車両の防火安全対策の徹底
 - (ア) 初期消火、通報及び避難訓練の実施
 - (イ) 消火器設置義務車両の消火器の点検整備及び取扱方法の習熟
 - (ウ) 車両に消火器の設置普及
 - (エ) 自動車等のボディカバーにおける防災製品の使用促進
 - (オ) 車両の内燃機関、電気系統等の点検整備
- オ 食堂車等における火気使用設備の点検、整備の励行
- カ 危険物品及び有害物品の安全輸送の励行
- キ 水底トンネル等における危険物等を積載する車両の通行の禁止又は制限の遵守

(3) 全国山火事予防運動（平成30年3月1日～3月7日）

○統一標語 「小さな火 大きな森を 破壊する」

この運動は、広く国民に山火事予防意識の啓発を図るとともに、予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全に資することを目的として、林野庁と消防庁の主唱により、主に次の事項を重点事項として実施した。

- ア 枯れ草等のある火災が起りやすい場所では、たき火をしないこと
- イ たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること
- ウ 強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと
- エ 火入れを行う際、許可を必ず受けること
- オ たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと
- カ 火遊びはしないこと

2 第64回文化財防火デー（平成30年1月26日）

昭和24年1月26日の法隆寺金堂火災、その後の金閣寺等の重要文化財の焼失を契機として、毎年1月26日を「文化財防火デー」とし、文化庁と消防庁の主唱により文化財防火運動を昭和30年から展開し、文化財を火災から守るとともに、国民一般の文化財愛護意識の高揚を図っている。

本県においては、国・県指定の文化財建造物を中心として、消防機関と各市町村教育委員会が協力して、広報活動、防火訓練等を行っている。

3 民間防火組織（幼年消防クラブ、少年消防クラブ及び婦人防火クラブ）

民間防火組織には工場、事業所等の自衛消防隊のほかに、地域の幼稚園、保育園の幼児によって組織される幼年消防クラブ、地域の小中学校の児童、生徒によって組織される少年消防クラブ、地域婦人によって組織される婦人防火クラブがある。

幼年・少年・婦人クラブ員が将来に渡って火災予防思想を高めて行くことを目的とするとともに、間接的には、クラブ員を通じて各家庭、学校等における火災の防止等を図ることを目的としていることを考えるならば、各市町村においては今後ともクラブの組織化を図るとともに、既成のクラブについては一層の強化育成が望まれる。

婦人防火クラブが各家庭の自主的な防火診断、万一の火災に対処する消火器具の正しい取扱い方や設置、炊き出し及び救護等、火災予防上重要な役割を果たしていること、消防団員の著しい減少を来している地域においては、こうした団員の減少を補うという意味からもクラブの組織づくりとその強化育成が強く望まれる。